

ガイドラインの改訂については、内閣府の規制改革会議から、事例集であることを明確化するよう求められ、改訂版に「事業者にとっての義務や要件ではなく、何らかの拘束力を有するものではありません」と断り書きを入れた。さらに別の検討会で小規模火力事業者に自主的にアセスをしてもらうための事例集をつくる時にはガイドラインの名前を避け、「実務集」とした。検討会座長を務めた田中充法政大教授は「事業者も地域住民の不信感を取り除くことに役立つと気づいてくれるのではないか」と言うが、規制改革会議の指摘で審査期間を大幅に短縮するなど、規制緩和の流れに押され、「規制強化につながる本格的な戦略アセスの検討どころではなくなった」（関係者）

一方、風力発電がアセス法の改正で対象になったのは、騒音・低周波公害などの住民紛争や鳥が風車に激突するバードストライク、森林の大量伐採による自然破壊への懸念からだ。その陰で太陽光発電のメガソーラーは「住宅の屋根や工場の空き地に設置されるもの」と検討

すらされなかった。FIT（固定価格買取制度）で優遇され、事業者は全国の里山に目をつけた。森林を伐採し、パネルを敷き詰めるやり方は、動植物への影響だけでなく、山の保水力を衰えさせ、水源の枯渇や土砂災害などの原因にもなる。各地で住民の反対運動が起き、アセス条例の対象にする動きが出ている。

長野県は全国で初めてアセス条例にメガソーラーを対象に加えた。

温暖化対策に逆行するメガソーラー

八ヶ岳中信高原国立公園の霧ヶ峰高原を少し下ると、カラマツとミズナラの林が広がる。二〇一一年設立の小売電気事業者L000P（東京都）が長野県諏訪市の一八八ヘクタールに八九メガワット（一メガワットは一〇〇〇キロワット）のメガソーラーを設置する計画を進める。かつて牧草地で後に植林された二次森林だが、沢を湧水が流れ、湿原が見え、木々の間からモズの声が響く。

同社は地権者の組合から山林を買い、予定地の半分を伐採するというが、これ

に計画地を流れる横河川下流の茅野市の住民が反対している。水源を湧水に頼る米沢地区の自治会は「メガソーラー絶対反対」と書いた看板を掲げ、計画を認めないよう長野県に要望書を出している。

全国でもほとんど例のない大きさに、県も対応策を検討していた。一五年二月、県議会で茅野市の今井敦議員がアセスの対象にするよう求め、阿部守一知事から前向きな答弁を引き出した。県は連絡会議を設置し、検討を本格化。「再生可能エネルギー推進の足を引っ張らないか」と心配する声もあったが、「長野県の誇る自然や景観が壊されてはもともともない」と一〇月に改正、森林は二〇ヘクタール以上、それ以外の土地は五〇ヘクタール以上を条例アセスの対象とした。

県議会での質問の頃、L000P社は署名活動を起こそうとしたことがある。手元に同社の「ソーラーパーク四賀」の早期着工・建設の実現を求める」と書かれた署名用紙がある。「本事業に改正条例が適用され、新たな調査が発生した場合、その負担は多大なものとなり、本事業の

実現に甚大な影響が及ぶ。条例に経過措置をもうけ、対象から外すよう求めていた。これを手に建設業者が動き始めたが、今井議員は「やめた方がいい」、同社から相談を受けた諏訪市の今井愛郎議員も「住民の反発を受け逆効果。アセスに従うべき」と助言し、動きは止まった。

県の環境影響評価技術委員会では、伐採による災害の危険性や水源への影響、動植物への影響などをめぐって事業者とのやりとりが続いた。計画では、伐採後に四つの調整池を造り、工事が出た二四万㎡の残土を沢に埋め、そこを流れる川も潰すとしていた。

「水路の上に盛土をあえてつくることが自体が常識的に考えて非常に危険」（富樫均・県環境保全研究所専門研究員）、「樹林がなくなって年を追うごとに浸透量が減少してくることは十分に考えられる」（鈴木啓助信州大教授）、「敷地の半分にパネルを置くと、そこは草地エリアではなく人工的エリア」（中村雅彦上郷教育大教授）。疑問に同社が答えたが、疑問が解消されることはなかった。

委員会の指摘をもとに県は一六年六月に知事の意見書を出した。その後、同社は調査・予測し、環境保全策をまとめた準備書を提出する。同社は「アセス制度に真摯に取り組み、適切な対策をとることで、再生可能エネルギーの普及と環境保全の両立を目指していきたい」とするが、富樫さんは言う。「森林はCO₂を吸収し、温暖化対策に重要な役割を果たしている。その森林を大量伐採して再生可能エネルギーの施設を造ることが自然に優しく、温暖化対策に役立つというのは論理的におかしくないか」

茅野市の隣の原村で農業を営む小林峰一さんは妻の桂子さんと委員会を傍聴してきた。「委員の質問で問題点がクリアになった。でもどんなに厳しい意見をぶつけても事業者は白紙に戻すとは言わない。アセスのもどかしさも感じる」

環境省は「条例で対応すればいい」

その後、さらに県内の二つの計画がアセスの手続きに入った。一つは予定地内に自治体の浄水場とパイプでつながる井

戸があり、委員から鋭い質問が出ている。

小型火力発電所同様にアセス条例の対象にならないケースも出ている。四賀メガソーラーの計画地のすぐそばでは一六ヘクタールに一〇メガワットの設置工事が進み、伊那市では一九・二ヘクタールに八・五メガワットという規模要件すれすれの計画に、県から林地開発許可が出た。

メガソーラーを造成工事と見なしたりしてアセス条例の対象にする府県は三〇以上あるが、その多くは五〇ヘクタール以上で、多くの計画が対象からこぼれている。地元で里山でのメガソーラー計画に自治会ぐるみで反対する上田市の元自治会役員、志津田和博さんは「同様の問題が全国で起きているのだから、国のアセス法の対象にすべき。そうすれば自治体は条例対象の規模を小さくしたり、新規に取り込んだりできる」と提案する。

これに対し、環境省の担当者は「地方特有の問題なので、自治体が条例や要綱で対応してほしい」。自治体のために作成したという「環境保全対策の取組事例集」を紹介、省としては静観の構えだ。